

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
有 無期限	
平成18年5月31日から 平成28年5月30日まで	

基監発第0531001号

平成18年5月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

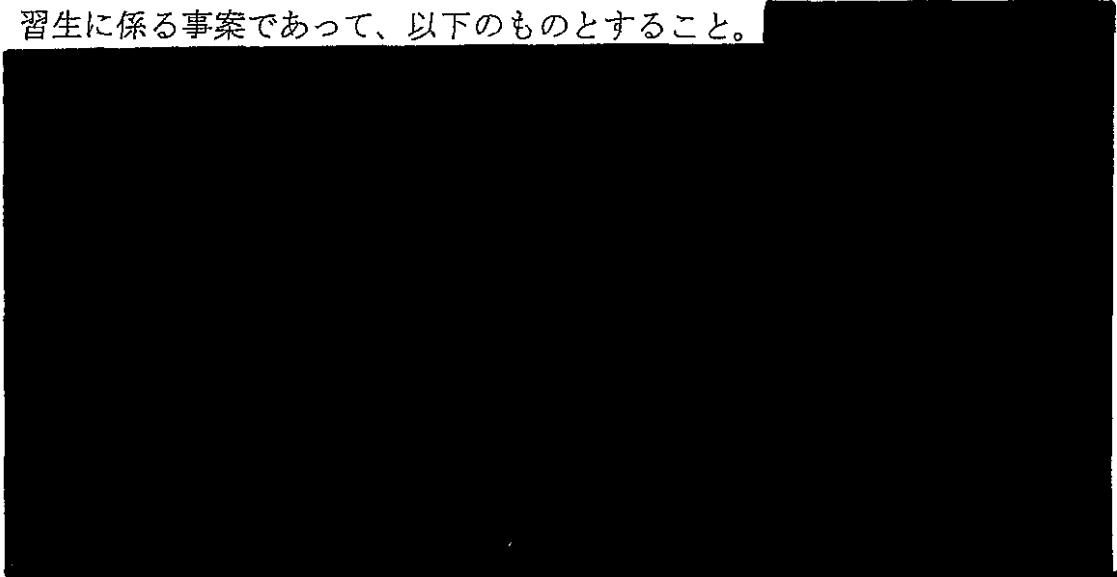
技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関
との相互通報制度の運用について

技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の実施については、平成18年5月31日付け基発第0531001号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記により実施されたい。

記

1 局長通達記の1の「通報事案」について

- (1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案については、技能実習生に係る事案であって、以下のものとする。



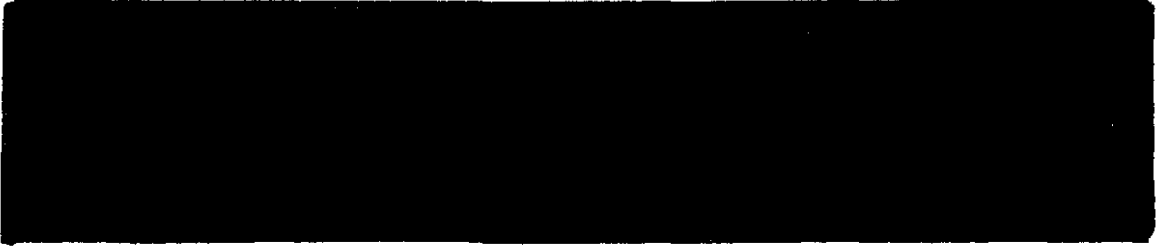
- (2) 出入国管理機関からは、同機関における技能実習生の受入れ事業場に対する調査の過程で、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがある

と認められた事案が通報されることとなっていること。

2 局長通達記の2の「通報の方法」について

労働基準監督機関から出入国管理機関への通報は別添様式1により行うこと。また、出入国管理機関からは別添様式2により通報されることとなっていること。

3 局長通達記の3の「通報の時期」について



4 局長通達記の4の「通報事案の処理」について



5 その他

局長通達記の2又は4に基づき、労働基準監督署から局に報告する場合には、それぞれ別添様式1又は3を用いて差し支えないこと。

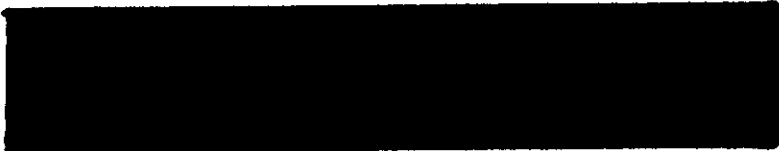

その際、「労働局長」は「労働基準監督署長」に、「入国管理局（支局）長」は「労働局長」に書き換えて使用すること。

番
平成 年 月 日
号

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

下記の事業場において、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められたので通報する。

事業場	名称 所在地 電話	
事案の概要	違反条項等	
	違反の態様	
備考		

様式2

番 号
平成 年 月 日

労働局長 殿

入国管理局（支局）長

下記の事業場において、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いのある事実が認められたので通報する。


事業場	名称 所在地 電話
技能実習生	(技能実習生の国籍・人数・性別を、それぞれ記載する。)
事案の概要	
備考	

番
平成 年 月 日 号

入国管理局（支局）長 殿

労働局長

平成 年 月 日付け 第 号により通報のあった件について、以下のとおり措置したので回報する。

事業場	名称 所在地	
措置内容	通報事案に係る違反の有無等	(違反条項を記載する。)
	違反の態様	
備考	